

○北海道立宗谷ふれあい公園オートキャンプ場管理規則(平成10年6月30日規則98号)第8条に基づき、下記に該当される方はオートキャンプ場の入場料が免除となります。

管理規則抜粋(利用料金の減免の基準)

第8条 条例第12条の2第6項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金(条例別表第5の2の事項に係るものを除く。次号において同じ。)を免除することができることとする。

ア 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

カ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者

キ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

ク 65歳以上の者

ケ その他知事がアからクまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。

※65歳以上の方は、健康保険証、運転免許証等年齢を証明できるものをご提示ください。

※障がい等をお持ちの方は、各種手帳をご提示ください。